

会費に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、「ふくしまメンテナンスエキスパートの会」規約（以下「規約」という。） 第7条の規定に基づき、会員の会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費を支払うものとする。

- (1) 正会員および準会員 年額3千円
- (2) 賛助会員 1口以上（1口年額1万円）
ただし、行政機関においてはこの限りではない。

(会費の納期)

第3条 会費は、請求を受けてから30日以内に支払わなくてはならない。ただし、特別の事情がある場合において、理事会で認めた場合においては、この限りではない。